



新たに医療機関を開設された皆様へ

# 医療機能情報提供制度のお知らせ

病院・診療所（医科・歯科）・助産所

医療法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から、医療機関の管理者は、都民の医療機関の適切な選択を支援するために、医療機能に関する情報を知事に報告するとともに、その情報を医療機関内で閲覧できるようにすることが義務付けられました。この報告を行わない場合や、虚偽の報告をした場合は、知事の指導・是正命令権限及び罰則が規定化されています。

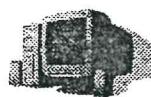
※ 医療機能情報提供制度の概要及び関係資料については、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課ホームページに掲載しています。

→ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/isei/kaikaku/kouhyou.html>

## 1 報告の方法について

医療機関の開設届を提出すると、その後東京都より、医療機能情報調査票等報告書一式が医療機関宛に送られます。同封の東京都医療機能情報調査票に記入のうえ、医療機能情報報告書（第1号様式※要押印）を添付して、返信用封筒により郵送してください。（必ず切手を貼って下さい）

新規開設の場合は、書類に記入して報告していただきますが、その後、報告内容に変更が生じた際は、インターネットを使ったオンライン報告も可能です。



## 2 報告した情報について変更が生じた場合

調査票のうち「第1 基本情報」については、変更があった場合、速やかに報告することが必要です。基本情報以外の変更は、隨時報告することができます。

変更方法の詳細については、お送りします書類一式をご覧下さい。

## 3 情報の公表について

報告をいただいた内容については、原則としてそのまま、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」のホームページで情報を公表します。  
→ 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」アドレス  
【パソコンから】 <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>  
【携帯から】 <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

-問合せ先-

東京都福祉保健局 医療政策部 医療政策課 医療改革推進係  
電話 03-5320-4448（直通）

もしくは

東京都保健医療情報センター

電話 03-5272-1801

メールアドレス [info@metro-himawari.net](mailto:info@metro-himawari.net)

問合せ先は**東京都**  
**保健医療情報センター**です。  
保健所ではありませんので、ご注意下さい。